

第 23 回

東京都安全・安心まちづくり協議会総会

議事録

日時：令和 7 年 7 月 8 日（火曜日）

午後2時00分開会

○田邊部長 定刻となりましたので、ただいまから第23回東京都安全・安心まちづくり協議会総会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、東京都都民安全総合対策本部治安対策担当部長の田邊でございます。よろしくお願いいたします。

総会開催にあたり、東京都安全・安心まちづくり協議会の会長であります、小池知事からビデオメッセージがございます。

○小池知事 皆様こんにちは。東京都知事の小池百合子です。安全・安心なまちづくりに向けた皆様の多大なるご協力に感謝申し上げます。

皆様の活動により減少を続けてまいりました都内の刑法犯認知件数ですが、残念ながら近年増加傾向にあります。なかでもSNSを悪用した投資詐欺、闇バイトやオンラインカジノへの勧誘など、インターネットを介した犯罪が多様化・巧妙化しています。SNSやオンラインゲームに起因するトラブルに巻き込まれ、被害を受ける子供たちも後を絶ちません。この状況に歯止めをかけ、これからの時代を担う子供、そして若者達を何としても守らなければなりません。そこで東京都は子供や若者が、インターネットを賢く安全に利用できますよう、一番身近にいる保護者の方々への支援を強化いたします。「ネット空間も安全・安心なネットとつながるGoodなTokyo」、略しまして「ネットグTokyo」の実現に向けまして、本日の会議を官民連携のキックオフとさせていただきます。

誰もが安心して暮らせる社会を創るため、力を合わせてまいりましょう。

○田邊部長 引き続きまして会長代行であります、迫田警視総監からビデオメッセージがございます。

○迫田警視総監 警視総監の迫田でございます。皆様方には平素から都内の「安全・安心まちづくり」にご尽力いただき、また警察業務各般に渡り、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、都内の犯罪情勢につきましては、刑法犯の認知件数が3年連続で前年より増加し、特に特殊詐欺被害は依然として後を絶たず、被害額も過去最悪の約153億円と、極めて憂慮すべき情勢にあります。また匿名流動型犯罪グループが様々な犯罪に

関与しており、治安対策上の重大な脅威となっているほか、若年層のみならず幅広い年齢層の者が、いわゆる闇バイトに応募し、結果的に犯罪へ加担させられている現状にあります。

こうした情勢を踏まえ警視庁としては、犯罪の取締りを徹底することに加え、ボランティア活動の支援による自主的な防犯活動の促進、街頭防犯カメラの設置を通じた環境整備、非行・被害防止教室等による正しい規範意識の醸成、登下校時の見守り活動等による子供の安全確保など、関係機関や住民の方々との連携のもと、各種対策に取り組んでおります。

引き続き都民・国民の皆様の声に耳を傾けながら、世界に誇れる「東京」の良好な治安を維持できるよう、組織を挙げて力を尽くしてまいります。皆様方との連携がより緊密となり、「安全・安心なまちづくり」の諸対策が更に推進されますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。結びに、ご列席の皆様方の、益々のご活躍とご健勝を心から祈念申し上げ、私の挨拶といたします。

○田邊部長 ありがとうございます。それでは議事に入ります。令和7年度の活動方針計画案について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず資料1をご覧ください。こちらが本協議会として策定する活動方針及び計画となります。まず1の背景ですが、活動方針・活動計画の策定にあたり、直近の都内の治安状況などと、これを踏まえた具体的な取り組みの方向を示すものでございます。都が実施する都民生活に関する世論調査では、都政への要望、都に対して、特に力を入れてほしい取り組みとして、治安対策が常に上位に位置しておりまして、安全・安心に対する期待は非常に高くなっています。この期待に応え、東京を安心して暮らせる街にするために、これまでも増して関係者の皆様と力を合わせて取り組んでいくことが必要であり、令和7年度につきましても、本協議会の基本方針を策定し、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に活動方針ですが、昨年度に引き続き、「自助共助の精神による安全・安心まちづくりの推進」、「協議会の総力を発揮した安全・安心まちづくりの推進」、「総合的な安全・安心まちづくり」の推進の三つを掲げております。

3活動計画では、活動方針のもと、五つの具体的な活動計画を定めておりますので、それぞれご確認いただければと思います。

続きまして資料2でございます。各団体様からいただきました令和7年度の活動計画を取りまとめてございます。それぞれ工夫を凝らした具体的な取り組みを掲げていただいております。東京の安全・安心をさらに確かなものとするため、令和7年度の活動方針・活動計画に基づき取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に資料3でございますが、こちらは東京都各局および警視庁の取り組みでございます。引き続き着実に取り組みを進めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

続きまして、資料4及び資料5でございますが、令和6年度の各団体様、東京都及び警視庁の活動実績を、また資料6につきましては、都内自治体の取り組み内容をまとめてございますのでご参照ください。今後ともそれぞれの取り組みに対するご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

続きまして、当本部として、今年度特に取り組みを強化する事業について二点ご説明させていただきます。

資料7をご参照ください。先ほど知事から宣言がありました通り、昨今SNSやオンラインゲーム等を介して、子供たちが犯罪に巻き込まれるトラブルが増加しており、また、東京都青少年の健全な育成に関する条例におきまして、インターネット利用にかかる保護者等の責務について規定されていることから、安全なネット利用に向けた保護者への支援を強化いたします。資料にもありますように、「ネットとつながるGoodなTokyo」、「ネットつグTokyo」を共通のメッセージといたしまして、各地域や事業者をはじめ、行政と一体となって気運を高めるとともに、フィルタリング設定などの理解を促進するための新たな啓発コンテンツを展開するほか、各地域に講師が出向き、保護者に向けた講座を行うなど、保護者が子供たちの安全なネット利用環境を整えることを支援してまいります。

続きまして資料8でございます。いわゆる闇バイトが関係すると思われる強盗事件が相次いで発生したことを踏まえまして、都は緊急対策といたしまして、各世帯向けの防犯機器等の導入支援を実施することとしたものでございます。資料に記載の通り、侵入盗の被害に有用とされる防犯カメラやカメラ付きインターホン、防犯フィルムといった防犯機器等を購入し設置する世帯への補助を行うものでございます。補助

額といたしましては、一般的な防犯カメラの購入設置費用について、都民負担を軽減することで一刻も早い設置の後押しをしたいと考えております。合わせて本事業でも触れておりますとおり、防犯機器などの導入促進に向けて、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づく、「住宅における犯罪の防止に関する指針」の見直しも進めているところでございます。

続きまして資料9でございます。痴漢撲滅プロジェクトについて資料を添付してございます。一昨年この協議会でキックオフ宣言をいたしました。この間様々な取り組みを進めてまいりました。取り組みの一環として、昨年度にリニューアルしました専用サイトには、現在官民連携として民間団体の皆さんにご協力をいただき、情報を掲載してございます。引き続き本協議会の皆様にご協力を賜り、サイトを充実させていきたいと考えております。本会議終了後、事務担当者からご依頼差し上げますので、よろしくお願いいたします。また、「繁華街等における安全安心の確保に関する指針」につきまして、更なる安全・安心の確保に向けて関係機関等にご意見を伺っているところでございます。

議事事項「令和7年度活動方針及び活動計画」に係る説明につきましては以上でございます。説明は以上でございます。それでは質疑応答に移ります。ここまでの内容につきましてご質問ご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。ご質問ご意見等がございましたら、私の方から指名させていただきます。画面のメニューバーにございます手を挙げるボタンを押していただきますと、挙手の状態となりますのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか？

では、特にご質問等ございませんようでしたら、ただいまの議事につきましては、ご承認とさせていただきます。議事へのご協力ありがとうございました。

○事務局 事務局よりご連絡いたします。では引き続きまして、講演に移ります。準備をいたしますので、少々お待ちください。

○田邊部長 それでは講演に移ります。本日は千葉大学教授、藤川大祐様にご講演いただきます。

千葉大学教授の藤川大祐先生は、教育方法学を専門とし、青少年のインターネット利用についても実践的な取り組みに関わっておられるなど、メディアリテラシーの第一人者として活躍されていらっしゃいます。

本日は「地域で考える子どものネット利用」につきまして、ご講演いただきます。
それでは、藤川先生、よろしくお願いいたします。

○藤川教授 はい、皆さんこんにちは。千葉大学の藤川と申します。ご紹介いただきまして、ありがとうございます。本日は貴重なお時間をいただきまして、感謝しております。

私は千葉大学に勤めているのですが、東京生まれの東京育ちでして、今も東京都内に住んでおります。以前には東京都の有害情報対策というのでしょうか、子供達の携帯電話利用についての会議の座長を務めていた事もありまして、少し久しぶりにはなるのですが、こうやって東京都の皆様とお話ができることを大変ありがたく思っております。よろしくお願いいたします。

略歴等は書いてある通りでございまして、千葉大学教育学部で教授・学部長をしております。少し前まで附属中学校長もしてございまして、千葉大附属の生徒達のネット利用の様々な問題に対応してまいりました。現在は学部長の立場にありますので、直接学校現場の指導をするというよりは、学校現場の状況も聞きながらですね、様々な策を立てる立場にあるかというふうに思っております。

ご紹介いただきましたようにメディアリテラシーという領域を一つ研究テーマにしております。かれこれ30年近く子供とメディアの問題について議論に加わり、様々な教材を開発し、事業をするという事をやってきております。よろしくお願いいたします。

今日は1時間程お時間をいただいておりますので、少しスタートが早くなりました。私の話は1時間で用意しておりますので、今から大体1時間でという風に考えております。よろしくお願いいたします。

さて、子供のメディア利用について、従前から様々な議論があるわけでございますけれども、まずは大きな観点でですね、どういう事が課題になり得るかという事を少し見ていきたいと思っております。

皆さんご承知かと思いますが、頭の整理のつもりで見ていただけたらと思っております。まずメディアの子供への影響については大きく3つの事があると従前から言われてきました。1つ目が時間的影響、2つ目が身体的影響、3つ目が内容的影響です。この言葉自体は私が言っているもので、決して安定した言葉遣いではないのですが、大体

こういう事が言われてきました。

まず時間的影響については、新しいメディアが出てきて、子供達が夢中になって使うと、ずっと言われてきている問題です。かつて50年位前ではテレビが普及して、あるいは漫画なども普及して、テレビや漫画でかなり時間を使っているのではないかという事が、問題になりました。

やがてゲーム機が普及しますとゲームのやりすぎという事が話題になりまして、そして携帯電話・スマートフォン等が普及しますと、一部ゲームもそういう端末で行う事もありますけれども、携帯電話あるいはスマートフォンの長時間利用という事が問題になってきました。

今は様々な端末がありまして、ゲーム機があればスマートフォンもあれば、タブレット端末もありますし、学校でもここ数年ギガスクール構想ということで、一人一台の端末が配付されるようになりました。

端末は多様でございまして、テレビ自体もネットに接続して使って、テレビで動画配信を見たりする事もご家庭によってはあると思います。そういう風にメディアは多様化しておりますが、いずれにしても新しいメディアが出てきて子供達の人気が出てくれば、当然他の時間が削られるという事が大きいわけですね。

やはりよく問題になるのは睡眠や家族との会話であるとか、あるいは運動する時間が減るとか、学習の時間が減るとかいう事であります。子供達は学校へ通っている日はそれなりに忙しくて、幼いお子さんですと睡眠もしっかりとらないといけませんし、幼くなくても中高生でもそれなりに睡眠は重要ですよね。そうすると睡眠不足になると当然健康被害も出てくるわけですし、睡眠もってメディアも使用しようとする、他の時間が削られます。恐らく学習時間というのがメディア接触時間と関連があって、メディア接触時間が長いとその分学習が削られるというのが往々にしてありがちだと言えます。

またメディア依存という問題があります。依存というのは、そこから離れにくくなってしまふ。離れにくくなってしまふがあまり長時間利用になって、社会生活にも影響が出るというのが依存ですけれども、メディア依存、ゲーム依存、最近はゲーム障害という言い方もありますが、こういった依存的な傾向にも長時間のメディア接触が繋がりがやすいという風に考えられますので、やはり時間をどういうふうに区切るのか

というのが、基本的な問題としてあるかとは思いますが。

2つ目に身体的影響という事を書きましたけれども、これは目が悪くなる、視力が低下するとかですね、腱鞘炎とか、あるいはストレートネックで首が張ってしまうとか、そういった問題も指摘されています。ただこれは時間の問題とも関係がありますよね。姿勢が悪くても長時間の利用がなければあまり影響はないかもしれません。逆に長時間の利用ですと、例えば目に優しいようにと注意していても、やはり目の負担は大きいので影響はあるだろうと思われまます。

またかつてはテレビなどの影響で、テレビとかゲームですかね、内容の影響というものが議論されました。今インターネットになってこの辺の議論は少し弱くなっているかと思いますが、暴力表現や性表現が子供に悪影響を及ぼすのではないかという議論は以前からあります。

これは昔の研究でよく言われていたのは、子供は大人がいない所で、つまり個室でメディア接触していると影響が大きいという事。それから暴力については、暴力を肯定するような内容であると影響が大きいという事が言われていました。

今インターネットで双方向のやり取りが中心になっていますけれども、動画視聴も多いですし、ゲームも多いわけでありまます。動画の中には暴力的なものも無いとは言えませんので、やはり性的なものもあると思いまますので、こういった事については注意が必要です。

このように時間・身体・内容といった面で子供への影響があるという事は従前から言われてまいりました。そしてリスクがどういった所にあるかという所ですね、危険性ですね、子供のネット利用についてどんな危険性があるかというのを、二次元の図にして書いてみました。横軸が小学生・中学生・他というように、子供の年齢・学年段階が軸ですね。縦軸は一部の者に関わるか多くの者に関わるかという事です。

下から見ていきますが、先程から言っている長時間利用とか依存とか、あるいはそこから来る生活習慣の乱れというのは、多くの年代のお子さんに関わり得る事です。そして多くの者に関わる事なので、一番下に大きく出ていますね。これをまず定義するという事がどこでも大事です。是非地域で様々な集まりがある中で、まずは子供の長時間利用はどうですかという話はしていただきたい所ですね。どうしても事件とか犯罪とかそういう事に目が向きがちなのですが、長時間の利用という事をベースにお

いて考えないと、対応を誤るといふ事があるのではないかとされます。

それからちょっと上に、今参議院選挙もやっています、ネットに出てくる情報をどう見るのかというのはよく話題になりますけれども、考え方の偏りというのがありますね。エコーチェンバーやフィルターバブルという言い方がありますけれども、ネットでコミュニケーションを取っていると自分が好きな情報ばかり集めるようになりますし、AIなどがその人にあった情報を選択し表示させるという事が、段々と当たり前になってきています。そうしてネットで意識せずに様々な情報に接していると、知らず知らずのうちにバランスが崩れてしまう、ある特定の考え方に晒されてしまうという事がある訳ですね。こういった事が多くのお子さん、特に小学校高学年くらいから気を付けないといけない事だと思えますけれども、多くのお子さんに関わる事だと思えます。

ここに生成AIという話も入れておきました。今生成AIやchatGPT等の普及が急速に進んでいますし、Googleの検索などでも最初からAIでの検索結果が出てくるようになりました。AIというのはとても便利なもので、活用していく必要があると思えます。他方で安易に使ってしまうと、楽をする事ばかり考えてしまう、自分で考えなくなるという事、あるいはきちんと調べなくなるという事が考えられる訳ですね。こういった事が物事への考え方のスタンスに大きく影響するのではないかというふうに思われますので、このオレンジの部分、考え方の偏りであるとか、生成AIの安易な利用であるとか、こういう事についても注意が必要です。

段々深刻な問題になってきますが、上に行きますとネットいじめとか人間関係トラブルというのが当然心配な所です。小学生でのネットいじめの件数というのは相対的に少ないのですが、中学生高校生になりますとかなり増えます。特に中学校一年生くらいからいじめ自体の件数が非常に多い訳ですが、ネットいじめの件数もかなり多くなります。やはり小学校高学年から中学生になる所で、SNSなどの利用が急激に増えまして、ネットでのコミュニケーションが多くなっていく訳ですね。しかし一方で子供の社会性というのは発達途上にありますので、中学校一年生位ですと安易に人の悪口を書くですとか、安易に人の写真を無断で撮って変な写真として公開してしまうとか、そういった様々な問題がある訳です。ネットいじめについては当然ながら学校でも対応していかなければなりませんけれども、ご家庭でも注意がいる所でありまして、悪くならないうちに早めに対応できるというのですけれども、どうしてもそうならないで大きな問題になる事もあります。

その上に料金トラブルや有害サイト閲覧という事を書きました。これは幼いうちからあります。小学生の所に書いていますが、厳密にいうと幼児からありますね。子供が親御さんの携帯やスマホ等を使って勝手に課金してしまうとかありますし、保護者の方のクレジットカードの番号を見て、そのクレジットカードで買い物をしてしまう事も結構あります。こういった事は消費生活センター等へ相談が多い訳であります。また有害サイトを見てしまっただけで個人情報が漏れてしまっただけで、有害なお誘いのメール等が来てしまう事もありますし、詐欺の被害に遭いそうになるとか、実際に被害に遭ってしまうという事が考えられる訳ですね。こういった問題は幼いお子さんから付いてきますので、個人情報の安易な入力をしないと、そういった事はご家庭で指導がいる所であります。こういった事について地域で、保護者同士で、あるいはお子さんも交えて意見交換情報交換をしていただく事も重要かと思えます。

上に行きますと今度は犯罪被害とか、まとめて言ってしまうんですけど自殺とか犯罪の加害行為、こういったものが出てきます。犯罪被害については、従前から性犯罪への被害というものを注意して見ていて、SNS等で児童買春とか、あるいは条例違反とか、最近だと児童ポルノの被害も多いですね。こういった被害に遭う事をどうやって防いでいくかというのは20年近く前からの課題でして、まだまだ問題が多数出ております。また詐欺の被害であるとか、投資詐欺とかが最近多いですけども、子供にはあまり無いかもしれません。いずれにしても詐欺の被害であるとか、闇バイトであるとか、もしかしたらもっと上の世代が中心のものも出てきています。更に上にあるように、自殺とか犯罪への加害といったより深刻な問題も出てきています。自殺については願望がある人の情報交換がSNSで行われ、ごく稀にですけども、そういった人を狙った犯罪というのも起きています。最近死刑が執行されましたけれども、数年前に神奈川県座間市の男性が自殺志願の方を次から次に呼び出して殺していったという事件がございました。こういう事に限らずですけども、ある意味で自殺志願をする人たちが集まって一緒に死んでしまうという事も、お互いに自殺をほう助しているという事もありまして、大変な問題であります。自殺願望があるという人はどうしても若い世代にそれなりの数がある訳ですけども、そういう人達が死に繋がらないようなケアが必要なのですが、ネットは逆に死なせてしまう方向に機能する事もあります。これも大きな問題です。

犯罪の加害については、例えば犯行予告のようなものは以前から大変問題になってきました。どどこに爆弾を仕掛けたという犯行予告は、今でも時々出てきていてで

すね、私共の大学にも来る事がありますけれども、そうすると業務を途中で中断したりとか、学校を休みにしたりとか、様々な対応が必要になる場合があります。これらは大変な迷惑行為でありまして、犯行予告は犯罪ですね。また有名人等への中傷が問題になるケースもありますね。これは数年前にプロレスラーの木村花さんがテレビ番組に出て、その事で中傷されたということで亡くなってしまったという非常に痛ましい事件がございましたけれども、それ以降対策は厳しくなっていますが、中傷の問題も深刻かと思えます。その他迷惑行為や詐欺を子供自身がやってしまうという問題もあります。こういったリスクがあります。

大体これで大まかには網羅できていると思うのですが、このように様々なリスクがネット利用にはございまして、こういうものについて少し広い視野で見ていく事も重要かと思えます。

少しここから先は具体的なポイントを見ていきたいのですが、まずは長時間利用に関してです。グラフが細かくて恐縮なのですが、これは以前内閣府で毎年調査していて、今はこども家庭庁が毎年調査しているデータから持ってきたものでございます。上のグラフがですね、青少年のインターネット利用時間というものを小学生・中学生・高校生に分けて示しているものでありますが、とにかく7時間以上、これ平日なのですが、平日のデータで7時間以上という人は珍しくない訳ですね。高校生の約3分の1は7時間以上という回答をしているくらい、長時間利用が激しくなっています。もちろん個人差もあるのですが、多くのお子さんが中学生高校生になると、毎日平日でも4～5時間以上インターネットを使っているという人がかなり多い訳ですね。そしてこの時間はどんどん毎年伸びています。今でも増加傾向にありまして、子供達のネット利用時間がかなり長くなっているという事が伺えます。何に使っているかというデータが下ですけども、やはり多いのは趣味娯楽でありまして、これは動画を見るとかゲームをすとかいうものが中心と考えられます。勉強に使っているという時間も増えてはいるのですがそれ程でもなくて、やはり長時間利用というのはまずは娯楽、つまりゲームや動画視聴という事が多いという風に考えておく必要があります。もちろん自分のためになれば娯楽でもよいのでしょうけれども、どちらかという息抜きのようなものをダラダラやっちゃってしまっていて、時間ばかりが過ぎてしまうという事になりやすいので、こういったデータを見ながらご家庭や地域でいったいどういう風にネットと付き合ったらいいのかという話もしてもらえるといいと思います。

長時間利用は成績との関係も明らかで、これは昔のデータで新しいものを整理して

いないのですが、多分今でも同じだと思います。これはネット利用時間と学力調査の点数との関係を示しているグラフですが、基本的に右に行くほど上がっていますね。どういう事かという、ネットの利用が少ないほうが右なのですが、少ない人のほうが点数は高いですよというグラフですね。これは国語・数学・理科と3教科の調査でしたけれども、明らかに勉強時間がネット利用によって減らされていて、ネットをたくさん使う人程成績が悪いという事が言えます。ただこれ気を付けないといけないのは、ネットをたくさん使うと成績が悪くなるとか、ネットを使わないで短くすると成績が上がると言えるかというところでもなくて、あくまでも関係がこうなっていますよというだけですね。そもそも勉強という事にあまり向いていないお子さんがネットをたくさん使ってしまうというふうに、勉強ができるかどうかという事が原因となってネット利用時間に影響を与えているかもしれませんので、ネットのせいで成績が良くなる悪くなるという風に、ネットのせいで、ネットの影響でと捉えるのは、ちょっと注意が必要ですね。この辺ご注意いただきたいと思います。

ネット依存について資料を入れておきましたけれども、依存という事については、長時間使ってしまうと社会生活等へ深刻な影響があるというのが依存ですね。ですから単なる長時間利用は依存とは言わない訳です。一部で指摘されていますけれども、単純に長時間利用だけしていても依存になるとは限らない、むしろ依存とあまり関係ないのではないかという議論もあるようです。どちらかという、何か問題を抱えているお子さんが依存的に使いやすく、長時間利用すると本当にはまってしまって抜けられなくなるという事があるようです。つまり人間関係とか家庭での親子関係に悩んでいるとか、あるいは居場所が無い、成績がうまく伸びないとか様々な悩みを若い時期は抱えやすいと思いますけれども、悩みを抱えている状態で現実に向き合いづらくて、ネットとかゲームとかにはまってしまくと、そこから抜けにくくなる。これが依存という風に考えていいと思います。ですので、単なる長時間利用か依存かという事は、生活の質がどうかという事を見て判断する必要があると思います。もちろん本当に心配な場合は医療機関を受診していただきたいのですが、まず一般の大人が判断出来る事としては、この長時間利用というのが生活の質を豊かにしているかどうかという所で見ただけでもいいと思います。依存の場合はあまり楽しくないですね。やっけていても。楽しいからやっているというよりは、楽しくないけれども抜けられないという事が多いようです。当然ながら心身の健康にはマイナスになる。深い学習にはあまり繋がっていない。そして人間関係にも繋がっていない。こういう風になるとかなり心配ですね。こうやって依存かどうかを見ていく必要があります。

す。

2019年にWHO（世界保健機関）がゲーム障害というものを、病気・疾病の一つとして認定しました。これではっきりとゲームから抜け出せない状況という事は病気だと分類されていますので、本当に社会生活へ支障が出ている場合には、病院を受診することが必要です。一部専門外来は大変な人気で中々予約が取れないですけれども、まずは小児科等で見てもらっても良いのではないかと思います。

以上、長時間利用については様々な心配があるという事ですね。次にいじめの問題についてです。いじめについては、ネットいじめがどれくらいあるかという、文科省の統計がずっと出ているのでグラフ化してみました。これは、グラフは私が作ったものです。2006年からネットいじめの認知件数というものが、調査の中で出されるようになりました。見ていただきますと、山がいくつかあるという事がわかりますか。

一番上の緑のグラフが高校におけるいじめの問題なのですけれども、いじめとして認知されている件数の中で、いじめがネットを使って行われているケースが何%あったかという所です。見ていただくとわかりますが、大体15%~20%位の所で推移していますね。つまり高校でのいじめというのは、小中学校と比べても件数自体がそもそも少ないですが、1割5分から2割ぐらいはネットが絡んでいるいじめであるということです。これについては少し波があって、2007年多かったですね。この頃ガラケー型の携帯電話でネットいじめが大きくなった頃です。その後様々な対策が進みまして、それとともにネットいじめの割合は下がったのですが、2013年にぐっと増えますね。

この2013年というのは、中高生へスマートフォンが一気に普及した年です。またLINEというアプリ、皆さんよく使うと思いますが、LINEというアプリが普及した年でもあります。それまでは子供達はあまりスマートフォンを使わずにガラケー中心で生活をしていたのですが、2013年にスマートフォンが使われるようになると、一気にネットいじめの割合が増えました。その後対策が取られたりして減っている時期もあるのですが、2020年ぐらいにピークを迎えて、そこから落ち着いてきていますかね。

2020年はコロナの年でございまして、学校が数か月休みになる時が多かったのですが、それで対面でのいじめは少し減ったのですね。ネットいじめはあまり減らなかつ

たということ、2020年は少し多くて、そこから先は少し落ち着いてきているかと思
います。

赤いものが中学校ですが、中学校のほうが最近心配で、元々中学校は5%から10%
ぐらいの範囲でいじめ全体の中でのネットいじめがあつて、高校生ほどネットへいつ
も関わる訳ではないのですが、2020年以降高止まりしていますよね。2020年のコロ
ナ以降中学生がネットを使う割合が上がったように思えます。そしてトラブルも増え
ているのではないかと思います。

特別支援学校は紫で、中学校と同じペースで推移していると思います。特別支援学
校は小学部、中学部、高学部とあつて年齢幅は広いですし、障害も目が不自由な方と
か耳が不自由な方とか、知的障害の方とか体が不自由な方とか、あるいは病弱な方と
かいくつか種類があるわけですが、障害の種類にもよりますが、特別支援学校
ではコミュニケーションの不自由さを補うためにも割と早くからスマートフォンが使
われる傾向もありまして、当然ながらそうやって使っていると、友達同士の間でもコ
ミュニケーションに使うようで、それなりにネットでのトラブルはあるのですね。ち
ょうど中学生と同じぐらいのペースで推移しているという事です。

一番下が小学校で、小学校は1%~2%ぐらいの間で推移しておりまして、それで
も最近少し高めにあります。小学校の場合は、この所最近いじめを積極的に認知しよ
うという所で、学校でのちょっとした喧嘩等でもいじめとしてカウントするようにな
っているのです、いじめの件数自体はかなり多くなっています。その中でネットいじめ
の件数自体が増えている訳ではないのですが、少しずつ増えてきている、ちょっと心
配になってきている、そのように思いますね。

このネットいじめですが、典型的な問題として、私の言い方ですがダブルバインド
型いじめといわれているものがあります。どういう事かというと、LINE等のアプ
リにステータスメッセージというのがあつて、ステータスメッセージというのはこの
図のように自分のアイコンがあつて、ニックネームのようなものがあつて、自己紹介
のようなものを書いている所がありますね。これでいうとアニメ好きとか、あいつ消
えればいいのにマジうざいというのがあつて、この辺がステータスメッセージといわ
れているものです。略してステメなんて言われる方もいたりします。このステータスメ
ッセージなのですが、このステータスメッセージへ悪口を書くという手口がここ数年
非常に多くなっています。

これに象徴されるのですがダブルバインド型いじめというのは、いじめかどうかがはっきりしなくて、これいじめじゃないのと被害者が言っても、何そんなことないのにそんな事言うの？あんたおかしいじゃないの？と言われちゃう、言い逃れができてしまうタイプのいじめですね。これがネットいじめに限らず増えていまして、私たちいじめに対して取り組んでいる立場からしますと、これをどういう風に抑えていくかという事が非常に大きな課題になってきています。

もうちょっと具体的にこの資料に沿って言いますと、このステメに悪口を書くというのは、書かれた側の立場になってください。あいつ消えればいいのにマジうざいというのは、このPちゃんが誰の事を言っているかというのを書いていないですから、厳密にはわからないですけれども、でもその日学校で何かあって、ちょっと書かれた子がひんしゅくをかけてPちゃんという子が怒ってしまったとしますね。そうなると思われたい側としては、間違いなく自分の事を書いているんだと。マジうざいとか言われてしまった、ひどいと思うわけですよ。でもこれで被害を訴えたとしますね、例えば先生へこれをスクリーンショットして持って行って、Pちゃんという子へ私は悪口を書かれたので指導してくださいと言っても、先生も困ってしまう。でもこれあなたの事が書いているとどうして言えるの？思い込みじゃないのとか、Pちゃんに言ってもPちゃんとぼけるのではないかという話になる訳ですね。あるいは被害を受けたと思っている子がPちゃんに対してこれ酷い事をかいているじゃないと文句言おうと思っても、何言っているの？それ被害妄想ではないの？という風に言われてしまう可能性があるわけです。

こういう風に誰のことかわからないように攻撃をして、何か反論されるととぼけるというタイプのいじめが目立つようになってきています。これは何故ダブルバインドとかというと、二重のバインド、拘束をかけているという状況ですね。つまり苦しめというメッセージも発しているわけですね。悪口を書いて、あいつ許せんという事を伝えようとしている部分もあるわけですね。苦しめというメッセージでもあるわけですが、一方でこれはあんたの事ではないからねというふうなメッセージも発していると思われるわけで、あんたの事ではないから苦しむ必要はないという事を言っていて、矛盾した2つの事をぶつけてくるので、相手はどう対応していいかわからなくなってしまうのですね。

これは似ているのが「いじり」や「プロレスごっこ」もそうなんですけど、ネット以外の例ですね。「いじり」というのはお笑いの用語ですよ。何かそのダメな所とか

弱い所、恥ずかしい所について突くように、からかうように攻撃するのを「いじり」と呼ぶわけです。何かあった失敗をしつこく言うとか、それを笑いに変えてしまうとか。そういうものが「いじり」ですよね。この「いじり」というのは構造は同じでありまして、「いじり」=お笑いの一部ですから、「いじり」でそんなに本気で怒る必要はないよというメッセージがあるのですが、でもいじっているという事は攻撃しているわけですね。攻撃しているのに別に攻撃ではないよと言い逃れできてしまう構造になっていて、いじられっ子という事がよくあるのですが、いじられる側になってしまうといじられキャラというものが定着してしまっていて、私はいじって欲しくないのだけど、でも言っても分かってくれないとなってしまうわけです。これは非常に悪質だと思います。

「プロレスごっこ」というのは昔からありますけれども、プロレス技をかけて中学生とかがじゃれて遊ぶ、ほぼ男子生徒しかやらないですけど、私中学校で見ていると結構休み時間に「プロレスごっこ」をやっている様子があって、今だにあるのだなと思います。じゃれてプロレス技をかけたりする遊びのようなものですが、これは当然ながら強い子が弱い子へずっとかけていると、弱い子はずっと攻撃され続けるわけですが、これ「プロレスごっこ」という遊びじゃないかと言われてしまうと、痛い思いしてもあまり文句言えないのです。これも苦しみというメッセージと苦しむ必要はないというメッセージが同時並行で与えられてしまうというケースです。こういうものは攻撃された側は訴えにくいので、悩むわけですね。

このようないじめが多く起こっていると考えられます。何故そうなるかという、いじめが悪いというのは皆分かっているわけですね。特に2013年にいじめ防止対策推進法という法律ができて、もういじめというのは法律に従って対処しなければいけないとなっていますから、それなりに多くの学校でいじめ防止の指導とかは進んでいるわけです。そうすると、子供としてもいじめが悪い事はわかっているわけです。でも誰かに腹が立つことがあるわけですね。腹が立った時にどうするかというと、いじめというのは悪いのだけど、でもいじめに近い何かをして相手に対して攻撃をしたい、相手に思い知らせたいとなってしまう。そういう事は人間あり得る事ですよ。

実際に行動へ出た時に、こういう卑怯なダブルバインド型の子供になってしまいうという事が往々にしてあるわけです。多くの教員がこういうものだと、これはちょっといじめとは言えないのではないかというふうになってしまっていて、中々有効な対応を

しないですね。しないと被害者はずっと苦痛を積み重ねていくしかなくて、逃げられなくなってしまう。だからこういういじめを解決していかなければいけないというのが実践的な問題です。ネットいじめの問題はかなりこういうふうになってきているのではないかというふうに思います。こういうものも、法律上はいじめですね。つまり何かを書いたり行為したりした事によって誰かが苦しんでいけばいじめなので、これは卑怯ないじめだといってこういう紛らわしい事はやめてくれという事を当たり前にしていかなければならないと思います。

こういう感覚は中々広がっていきっていないと思いますので、是非皆様が学校の先生とお話する機会がありましたら話題にさせていただきたいですし、ご家庭や地域でも話題にさせていただいて、果たしてこういう事を許していいのかという事を考えて、こういう卑怯ないじめを許さないという風土を作っていただけるとありがたいと思います。

このいじめについては色々な教材があるのですが、ダブルバインド型いじめにぴったりの教材というのはそう多くなくて、しょうがないので私たち自分で作ったりしています。

この資料でご覧いただいているのは、私たちがいじめの対応として教材を無料で提供しようという取り組みを行っておりまして、Changersというふうに言っています。いじめが起きやすい構造をチェンジしていこうという意味でChangersと叫んでいるのですが、皆がChangersになって、いじめが起きやすい風土を変えていこうという取り組みでChangersと叫んでいます。このChangersというのはサイト、左下にURLがありますけれども、見ていただくとサイトに無料でスライド、プラス、声のついた教材が見られます。すぐ使えます。無料です。

これ無料にしているのは、イラストレーターや声優の方にボランティアベースで少し謝礼は出していますが、ボランティアベースで協力してもらって作っている教材で、その企業が少しお金を出して普及をさせているというふうになっているので、使う方はすぐ無料で使えるようになっています。

多くの学校の先生に使っていただいておりますけれども、最初に「いじめ」と「いじり」とかの問題があって、その他関係する教材もあるので、例えばこういう教材を

使っていただくと、ダブルバインド型いじめの問題についても学校の授業の中で一緒に考えて深めることができます。もちろん学校の授業でなくても、PTAの集まりであるとか地域の学習会等様々な所で使っていただけるものかと思います。

さて、続きまして犯罪被害、特に性被害についてですね、状況を確認してお話をしていきたいと思います。警察庁が毎年全国のデータを出してくれていまして、従来出会い系サイトに起因する犯罪の統計みたいなものがあつたのですが、最近はSNSに起因する事犯という形で統計の結果を出してくださっています。

これが比較的最近警察庁から出されたものなのですが、見ていただきますと大体年間1500~2000件程度の被害がでていう事ですね。被害児童数といっている、この場合の児童は18歳未満の青少年という意味ですので、18歳未満でSNSに起因して性的な被害にあつているというケースが、大体これくらい警察としては対応しているという事であります。

詳細を見ていただきたいのですが、上の水色の所が青少年保護育成条例違反という事で、都道府県などが制定している条例に違反しているもので、多くの場合は深夜外出違反かみだらな行為という物ですね。性的な行為をただけでもこれを使うと検挙できるので、条例違反というのは比較的軽い事例で使われるケースです。少し最近減っていますね。

その次の薄緑が児童ポルノですね。児童ポルノは一時多くて少し心配だったのですが、少し減ってきましたね。児童ポルノというのは、友達同士でわいせつな写真を撮ってしまう、撮って送らせるという物あるのですが、多いのはネットで知り合った第三者からわいせつな画像を撮ってくれと。下着姿や裸の写真を撮ってくれという事を言われて提供してしまうとか、あるいは実際に会って撮影されてしまうとか、そういうケースですね。そういう児童ポルノの製造とか提供とかの児童ポルノ案件が一時期かなり多くて、少し減ってきたかという所です。

濃い緑の所が児童買春で、これは正に売春行為を子供がして、その場合は大人の側が児童買春罪という罪になるのですけれども、そういう数値でこれも少し減っているように見えます。見えますと言つたのは、下のオレンジの所が重要犯罪等の所で、これが多いのです。急激に令和6年に多くなっています。

これが何なのかという事もあつて次のグラフを見てください。重要犯罪等が増えて

いるという事を見ていきたいと思います。明らかに令和6年に増えているのですが、これは法律が変わったのですね。この重要犯罪等という所では殺人とか強盗とかも入るのですけれども、殺人はちらほら無くはないのですが、強盗もあるのですけれども、不同意わいせつ罪や不同意性交罪というのが刑法が変わってかなり広く捉えられるようになったので、従来であれば違う犯罪で処罰されていたり検挙されなかった罪名が、こういった形で処罰されるようになったのかと思います。

これはこれで法律が変わったということで注意をいただきたいのですけれども、近年気を付けなければいけないのが略取誘拐が多いという所ですね。令和6年ちょっと減っていますけれども、薄緑の数値が令和5年95件、これ被害児童数なので95人ですね。それからその前が80人とかいう数になっておりまして、平成27年とかは9人とかであったものが、略取誘拐というものはかなり増えています。これは未成年の人について保護者に無断で泊めたりすると、それは本人が希望したとしても略取誘拐になってしまうということで、家出等による問題がこれで事件化されているケースが多いわけですね。このケースがすごく増えているという所が心配な所で、子供達が家出をしてもうまく対応できなくて、犯罪まで繋がっているケースが目立って増えているのかと思います。というように、SNSに起因する性的犯罪というのは、最近重要犯罪等と呼ばれるものが増えておりまして、件数自体が増えているわけではないのですけれども、深刻な度合いは高まっているのかもしれない。

いずれにしても子供たちが性の問題で被害に遭わないように注意が必要でありまして、これはネットでの指導だけではないのですが、ネットの関係の指導でもやはり知らない人といきなり会うというのは危ないよという指導はしていけないと思います。

気を付けないといけないのは次のデータですけれども、最初に投稿した者は子供側が多いというデータがあるのですね。しかも最初から援助交際募集とか出会い目的というような書き込みも結構多くて、子供の側からいわば事件へ遭いに行っているというような事があります。となるとネットだけの指導では足りないのかもしれない。ネットをどう使うと危ないかということは当然教えないといけないのですが、それだけでは危ない使い方を止めることはできないですよ。ネットについてよく知れば知るほど、こうやったら出会えるのかという事もわかってしまうわけで、都合よく安全な使い方だけを学ばせるわけにはいかないので、どうしてもネットに詳しくなれば自分でネットを使って危ない目にも遭ってしまうというふうになりやすいという面はあり

ます。となるとネット以外の何が必要かということですが、やはり相談が出来る相手が近くにいないとか、何か自分の居場所がないと感じられているとか、そういった問題を抱えているお子さんが多いのかというふうに考えるしかないと思います。

こういう怪しげなネットで出会う人に優しくしてもらうのではなくて、もし学校や家庭が上手くいっていないとしても、地域の中に相談できる人がいれば、恐らくネットで危ない目に合わなくてよいのかというふうに思います。

当然繁華街等に出て行って街で被害に遭うというケースもありますけれども、やはりネットがあるのでネットを使って被害に遭うというケースもありまして、そういう被害を止めていくためには、第三の居場所を作っていくみたいな事が多分必要で、それが都市部でも田舎でも全然足りていないのかなというふうに感じていますが、いかがでしょうか。これは是非地域でご検討いただきたい所でございます。

以上、いくつかの問題について掘り下げてまいりましたが、最近様々な問題が起きる中で、子供達も、あるいは一部の大人達も十分に法律等の規定を知らない場合が多くて、その事が問題に繋がっているケースも多いのではないかという事を感じています。

ちょっと関係しそうな法令をまとめてみたので、ざっとご紹介します。どういう問題につながりそうかという事もお話したいと思います。

まず青少年インターネット環境整備法という法律がありまして、この法律では青少年の安心安全に使えるインターネット環境をどうやって作るかという事が書かれているのですが、一つの柱はフィルタリングサービスの普及ですね。基本的に携帯電話、インターネットをえるものを契約する時に、18歳未満の方が使う場合はフィルタリングを付けなければいけないという事が事業者へ義務付けられています。ただし保護者がいないという、つけなくていいですね。基本的には保護者が未成年のお子さんのネット利用については適切に管理しなければいけないので、それをペアレンタルコントロールと言ったりするかもしれませんが、フィルタリングというのは基本の基本です。特に初めてインターネットを使うようなお子さんに対しては、しっかりフィルタリングをかけて、まずは安全なサービスだけを使うという事でネット利用を始めていただく。その後もカスタマイズという事もできますので、ご家庭毎にこのサービスは使っている、それ以外は使わないというように、個別のサービスに

ついて話し合って判断して、危ないサービスは使わない、安全なサービスは使うというふうにして、18歳になるまでに自分で判断していくという事が必要かというふうに思います。こういう法律があって、フィルタリングは原則義務だという事については、多くの方はご存じないと思いますけれども、知っていただきたいと思います。

2つ目にいじめ防止対策推進法というものを書いております。ここではネットいじめもいじめという風にきちんと書かれていて、学校は児童生徒保護者へ啓発等しなければならないと書いてあるので、保護者向けの講演などもやっていかなければならないはずで、そういうのを学校であまりやっていないようでしたら、ちゃんと法律にしたがって、あるいは学校はいじめ対策の基本方針を定めているはずですので、そこにネットいじめについて多くの学校は書いてあると思います。学校の方針にもあるのにやっていないのですか？と聞いていただく事も必要かと思ひますし、例えばPTA等学習会でですね。ネットの問題を取り上げていただく事も必要かと思ひます。

3つ目が児童買春・児童ポルノ防止法で、これは児童買春や児童ポルノへの罰則を含めた規定が書かれていますので、基本的にわいせつな画像を要求してくるとするのは違法だと、犯罪だとお子さんたちに知って欲しいですね。言われるがままに提供して後悔してしまうケースがあるのですけれども、法律に禁じられている事を要求してくる大人というのは、いい大人なわけがないはずで、だから法律に違反してくる人は危険だよという事は教えてあげてほしいと思ひます。

続いて青少年健全育成条例ですが、深夜外出やみだらな行為を禁止しているという事があります。やはり子供というのは守らないといけないので、保護者に無断で連れ出そうというのは危ないということが、こういう条例からもわかると思ひます。

出会い系サイト規制法というのは、最近ではマッチングアプリがほぼ出会い系サイトですけれども、不特定多数の男女の出会いを促すようなサービスを出会い系サイトと法律ではいっています。これは18歳未満は使えない事になっていますので、こういうものを勝手に使ったりすることは法律違反であって、そういうふうになると危険もあるよというのは、子供達にはわかってもらいたい所ですね。

それから不正アクセス禁止法というのは、人のアカウントを勝手に使ったりする事を犯罪というふうにはしています。いたずらで人のアカウントでパスワードを盗んだりしてサービスを使ったりするという事を子供達はやりがちなのですが、これは立派な

犯罪なので、仮にこういう事があつたりすると警察へ訴えるという事でいいはずですよ。やはり単なるいたづらで済まされないという事も、子供達にはわかってもらう必要がありますよね。

プロバイダ責任制御法とは、サイトを管理する事業者に関する規定もある法律で、SNSのサイトで悪口、中傷などが書かれた場合、権利侵害された場合ですけども、情報開示請求できます。これ最近中傷の事件があつた事から、比較的早く情報開示をしてくれるようになった事もありまして、本当に権利侵害されている場合には、相手を突き止めて訴えるという事もできるようになってきています。こういうものは、まずそのサイトへ相談する、サイトがきちんとしてくれなければ、深刻な場合は弁護士さんや警察への相談になるかと思ひますけれども、ネット関係の相談窓口も各地にありますので、相談していただいてもいいかと思ひます。それから著作権法ですが、著作権侵害というのもネットを利用して向こうで触れていませんでしたが考えられますので、自主的にアップロードとかそれを使うとか、罰則もあつたりしますので要注意ということですよ。

民法ですが契約についての条項があつて、未成年による契約を保護者は取り消せるという条項があつて、これは時々ネットで問題になります。クレジットカード等子供が勝手に使って課金をしてしまつて、子供が勝手に使つたので取り消しをしてほしいというのが法律上は一応できるのですけれども、当然保護者のほうが監督していることが前提になりますので、サービスによっては中々返金してくれない所もあります。ですので、こういったものがよく消費者生活センターには相談が来るわけですよ。いずれにしても勝手に契約する事はいい事ではないので、取り消し規定はあるのですがこれを乱用しないで済むように、自分できちんとお金を管理して、人のお金を、保護者のお金も人のお金ですから、そういうものを勝手に使つたりしないようにすることが重要かと思ひます。

最後に刑法ですが、名誉棄損罪とか侮辱罪とか威力妨害罪を書きましたけれども、他にもさっきの誘拐罪みたいなものもあつて、どういうものが犯罪なのかという事についてはあまりよく知らない場合もあると思ひますよね。しかし、そういうネットのトラブルは、相手が犯罪を犯してる場合が結構あるわけです。例えば家出したのなら泊めてあげるよとかいうのは誘拐罪ですけども、そういうものについて法律的な知識がちょっとでもあれば、この人は犯罪をすつてきてる人だから危ない人だと判断がしやすいと思ひますよね。

こういうふうに最低限の法律の知識を持つ事によって被害を防ぐとか、加害者にならないようにするとかしやすくなるのではないかと思います。私は別に法律の専門家でもなんでもありませんけれども、法律については時々確認していただいて、何が法律違反、何が犯罪なのかという事についてはよく知ったうえでネットを使っただけだと、問題にもなりにくいと思います。

段々終盤になってきました。あと少しお付き合いください。

ちょっと心理的な事を資料に入れておいたのですが、そうはいつでも犯罪被害に遭ったりする事があるわけですね。そういう時に使われる心理テクニックというものを整理してみました。他にもあるかもしれませんが、代表的なものはこの4つぐらいかと思います。

まず最初はフット・イン・ザ・ドア・テクニックということで、これは社会心理学の用語ですが、大体みんな社会心理学の用語なのですが、フット・イン・ザ・ドア・テクニックというのは、ドアの中の足という意味ですね。どういうことかという、戸別のセールスで物を売るのが得意な人から来ている言葉です。簡単な事をまず受け入れさせて、少しずつ要求を高くしていくテクニックです。例えば戸別訪問のセールスの人でいうと、まずピンポンと押しておうちの人がドアを開けてくれるのを待つわけですね。ドアを開けてくれたら相手は一つ要求に答えてくれているので、そこから段々要求を上げていく事になるわけです。ドアを開けられたら足を突っ込んでしまっただけで閉めさせないようにして、ちょっと話だけでも聞いてもらえませんかという事で、いい物を持ってきたのですとか何とか言いながら話を聞いてもらう。話を聞いてくれると、今日試供品持ってきたのですが、お使いになりませんか？という、例えば化粧品だと試供品を出してつかってもらう。中々いいじゃないですか、今だったらお安くなっていますよと言って、安い買い物を提案する。安いものを契約しようとする、お客様更にもっとお得なものがありましたと言って、より高額で割安に見えるようなもので、例えば別のプランで、年間契約みたいなものを提案する。こういうふうに段階を上げていくと、途中で断ることは難しいですね。人は自分の中で矛盾を抱えたくないため、一つ受け入れたということは、少し上の事でも受け入れないとおかしいという気分になりやすいですね。

このテクニックが犯罪に使われるとどうなるかという、例えば自撮りのわいせつな画像を送らせようという時に、まず顔写真を送ってもらうみたいなことを要求し

て、それが OK だと全身の写真、そして薄着になってくれだとかというふうに、少しずつ変えていくのですよね。そうすると、当然いきなり下着姿といっても普通は断ると思うのですけれども、仲良くなって相手が顔写真とか送ってくれたら自分も顔写真送るかという所から始まって行って、そこから要求がどんどん上がって行って、酷い犯罪被害に遭うことも起こりえるわけですよね。こういうテクニックは要注意ですよ

ね。

2つ目は返報性に訴えるということで、何かの恩恵を受けたらお返しをしなければいけないというのが返報性というものですよね。これは加害者のほうが敢えて自分の恥ずかしい写真を見せたりする、あるいは恥ずかしい話をしたりする。自分もこういうふうに恥ずかしい事を伝えたのだから、あなたも教えてよ、あなたも見せてよというふうに要求をすると、意外と子供だと中々断り切れない。そして被害に遭うということになりやすいですね。

3つ目は好意を示して断りにくくするというので、自分に好意を持ってきている人の頼みは断りにくいという心理があるので、最初のうちに仲良くなる中で、あなたの事をいかに好きかを散々言ってきて気持ちよくさせてしまう。そうすると自分の事を好きだと言ってくれている人だから、きっと悪い所は無いんだと思いたくなりますよね。好きな人から言われたから断りにくいということで、酷い要求に答えてしまうという事になります。

4つ目が恐怖ですね。優しくった人がいきなりブチ切れたりすると、脅したりすると。人が変わったように怖い事を言ってくると。あるいはあなたのプライバシーはわかっているから、今度はあなたのおうちの近くで会いましょうねと言われてしまう。恐怖ですね。嫌だったら写真を送ってとされてしまうと、脅迫ですけども、恐怖を与えることによってコントロールされてしまうという事は有り得ますね。

このように様々なテクニックが有り得て、被害に遭うのは子供ですから、子供達は中々こういう事に耐える力を持っていない場合が多いのですよね。そうすると悪い大人はこういう事を上手く使って子どもを騙して、子供につけこんで、子供に会ったり、子供にわせつな写真を送らせたりするというふうになるわけですし、決して舐めてはいけないということですよ。

大人がテクニックを使ってきた時に、経験の少ない子供がいかに厳しい状況になる

かという事は想像しなければいけないですし、場合によってはこういう時に大人がテクニックを使う事もあるよと教えてあげてもいいのかというふうに思います。

一方で子供の権利というものもネット利用に関係しているので、触れておきたいですね。今のような話をずっとしてくると、ネットはリスクが大きいから子供に使わせないほうがいいのではないかとお考えになる方もいらっしゃると思います。

他国ではオーストラリアで子供のネット利用を制限するという事が法律化されて間もなく施行される状況になっていますし、他の地域でも子供のネット利用を制限しようという議論は、ヨーロッパ・アメリカ等が出てきているようです。

もちろん危ないから使わせないというのは簡単なのですが、本当にそれでいいのかという事は考えないといけないと思います。これは実際上の問題として、18歳になったら使うという事はあるわけですね。18歳で成人だからいつまでも制限はできない訳で、それなりに親の目が届くうちから指導しつつ使わせておいて、徐々に一人前にしておくという事が現実的で間違いないと思います。それに加えて子供の権利の尊重という点からも、やはりただ使わせなければいいというのは少し乱暴かと思います。

子の権利条約やこども基本法などを見る事が必要だと思います。子どもの権利条約では、これは当然日本も批准していますけれども、子供の意見を表明する権利とか表現の自由とか、思想及び良心・権利の自由だとか、結社の自由、平和的な集会の自由、また通信に不法に干渉されない、または名誉・信用を不法に攻撃されない権利、こういったことが定められているわけですね。

やはり私たちには、子供には年齢に応じた権利をしっかりと保証していくという事を前提に子供の事を考えていく必要があります。何でもかんでも制限すればいいという事ではないはずですね。

私は中学校の校長をしていましたけれども、出来る限り生徒達にこういった問題に対してしっかり議論させて、一人一台端末が導入された時にも、どういうルールで使うほうがいいのか、生徒会等で議論してもらいました。やはり自分たちから議論して、大人から言われるのではなくて、自分たちでよくリスクを理解して、リスクを回避するようにしていく。それでもどうしても防げない所については大人の手を借りると。そういうふうに考えてもらう必要があると思います。学校とか地域とか、そういった所で子供の事を考える時に、子供自身はどう考えるのかという事を第一にしてい

ただきたいですし、色々な情報を学んでもらいながら、子供も賢くなったうえで、じゃあどうするほうがよいのだろうかということ、自分で決められるようになってもらいたいというふうに思う訳です。

特に子供たちが有効な情報に接したり、あるいは自分の意見や表現をしたりする機会を奪ってしまうというのは、かなりマズいのではないかと思います。才能ある子供であれば、今は年齢が若くても自分で会社を興して、何かビジネスを始めたりする事もできますし、アーティスティックな表現でどんどん作品を発表する事もできるわけですね。政治的な意見等も言う事ができます。そういう事を不当に制限することは避けるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

なお、そうはいっても一番下に書きましたけれども、子どもの権利条約でも情報アクセスという事はいわれていて、有益な情報・資料を利用できることとともに、有害な情報・資料から子供を保護することとしっかり書いていますので、危ない情報からは子供を守らなくてはいけないわけですね。これが今はフィルタリングというものがあるわけですが、フィルタリングだけでは万全ではなくて、子供は時々危ない情報に接してしまうという事は避けがたいわけです。そうなったとしても、トラブルに遭わないように指導していく、自分達で考えられるようにしておくことが求められるわけですね。

ちょうど時間も迫ってきましたけれども、これが最後の資料です。

ご家庭でできること。ご家庭でということは、地域で考える時にもこういう事を考えていただきたいという事ですけども、最後にまとめてみました。大きい枠組みでいうとペアレンタルコントロール、親によるコントロールということになります。

上からフィルタリングサービスについては何度も言ってきました。有害な情報にアクセスさせない仕組みというのは、まずは基本かなと思います。そして家庭でのルール作りというのはとても大事ですね。

時間とかお金とかトラブルが生じた時の対応とか、そういう時の対応をしっかり話し合っってルールを作る。時々話し合っって変えていくという事も必要だと思います。その中で相談窓口の確認というのもしていただけるといいと思います。東京都ではこたエールという窓口がありますよね。

それから望ましい生活習慣の維持や心身の健康の把握というのは、家庭でしっかりやっていただくべき所だと思います。

4つ目に書きましたけれども、法律や最新のネットトラブルについての理解・共有というのは、東京都ではファミリーeルール講座というものをやっていますけれども、こういうのもとても大事で、さっき法律については少し申し上げました。今日はあまり具体的なネットトラブルについてはお話ししていませんけれども、新聞報道などでよく出ますので、何か新たな話題が出てきた時には、ご家庭でちょっと話をさせていただくという事は大事だと思います。

5つ目にネットで知り合った人と会う事の注意ですね。これは今かなりのお子さんがネットで知り合った集まりとかに行っているのですが、絶対に会うなどはちょっと現実的ではないのですが、危険な相手かどうかは判断できるはずですが、多くのお子さんはちゃんと判断していますけれども、やはりご家庭でも確認は必要かと思います。その次は個人情報やプライバシー情報の適切な管理ということで、これは結構言われているので意識はしていると思いますけれども、当然ご家庭でも確認がいる所かと思います。

その次に、学校での取り組みの把握、担任教員等との適切なコミュニケーションと書きました。学校では学校の取り組みをしているはずで、しっかりしている学校ではそういう事を保護者へお伝えになっていると思いますけれども、ご家庭でも学校が何をしているかというのはよく把握をしていただいて、特に心配な事があれば担任の先生としっかりとコミュニケーションを取っていただくということが必要だと思います。

できればということで最後に書いたのですが、第三の居場所を作るという意味で、保護者とか教員以外の大人とお子さんとの関係を作っていくという事もあるといいと思います。地域の子供会みたいなものがあれば、そういうものにお子さんが参加する事はいいと思いますし、意外と習い事とかでもいいのかもしれない。やはり学校ではシビアな場合もありますし、家庭で親とぶつかるという事は誰しもあり得る事ではありますので、それ以外の場所があるといいですね。

最後に一行書きましたけれども、問題は防がなければいけません。特に犯罪等に遭う事は防がなければいけないので、問題を防ぐという事は当然重要です。

一方で子供さんがご自身で判断できるように成長してもらわなければいけないの

で、その成長を見守るというスタンスも必要ですよ。これは当然幼いうちは問題を防ぐことが中心で、徐々に成長を見守るというスタンスにバランスを変えていくという事で、バランスですから極端なものはいいわけではなくて、バランスをとっていきながらお子さんが自立していく事が必要になります。

是非こういった事を色々な場で話していただいて、新しい問題が次々と起きていますけれども、お子さん達がしっかりとネットとつきあっていただけられるようにご支援いただけたらと思います。

ということで、私からの話は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

○田邊部長 藤川先生、ありがとうございました。ただいまのご講演に関しまして、ご質問などがございましたらご発言いただきたいと存じます。ご質問等がございましたら指名させていただきますので、メニューバーにございます手を挙げるボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。ご質問などございますでしょうか。では竹迫本部長よろしくお願いたします。

○竹迫本部長 東京都の竹迫と申します。このたびはご講演ありがとうございました。そして、こたエール、ファミリールール、都の施策の方もご紹介いただきありがとうございました。

非常に網羅的な内容で、特に最後のページに家庭でできることにつきましては、非常に正しい内容でありながら、やはり一つ一つがある程度専門的な知識も必要なものが沢山ございますので、まあそういったところも知事の冒頭の発言でもございましたけれども、都として進めていきたいとそういうふうに考えております。

あとまたもう一つ、あの一番最後のところで、保護者教員以外の大人とお子さんの関係作りというところで、第3の居場所のような事を先生からご発言ありましたけれども、具体的なイメージについてもう少しあの噛み砕いていただければ大変ありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○藤川教授 ありがとうございます。第三の居場所というのは、各地で様々な取り組みがあると思うのですが、小学生であれば学童保育でありますとかそういうのもいいと思うのですね。

問題は最近よく言われるのが、中学生高校生がどうしても学校と家庭以外にあまり居場所が無いということが言われておまして、中学生高校生が何か困った時に、その信頼できる大人に行ける場とか、ちょっとお勉強しに行ける場とか、そういう居場所づくりの取り組みがあると思うのですよ。

私の関係している所でも、千葉大学のすぐ前にビルのスペース一角を借りて、子供の居場所とかいって、青少年がふらっときて行くとNPOとかやっている若い人が話を聞いてくれたり、ちょっと遊べたり、リラックスできたりする事をやっていたりしていますけれども、そういうものが多様にあるといいのかと思います。恐らく東京都でもあるのではないかと思うのですが、すみません、私もその辺はあまり東京都でどうかという事は存じませんで。

各地でよくそういう話は聞きますので、色々な形での安心できる場所があるといいのかなというふうに思います。

○竹迫本部長 わかりました。ありがとうございます。

○田邊部長 その他にご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか？それでは他にご質問などございませんようでしたら、質疑応答は終了させていただきます。藤川先生、改めてありがとうございます。

○藤川教授 ありがとうございます。

○田邊部長 以上で講演は終了となります。 それでは最後に東京都都民安全総合対策本部長の竹迫より一言ご挨拶を申し上げます。

○竹迫本部長 皆さん、どうも本日も忙しい中ご参加をいただきまして、ありがとうございました。また日頃より東京都の施策全般に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに心より御礼を申し上げます。

色々これまででは本日の中でも言及されておりましたけれども、都内の刑法犯認知件数のリバウンドとか、そういったことは闇バイト強盗とかもありましたですしね。そういったものを背景に、残念ながら都民の都政に対する要望の上位の治安対策というのがここ数年連続して上位に上がっております。

我々としてもこういった声に応えていくために、本日ちょっと色々ご説明をさせ

ていただきましたけれども、いわゆる闇バイト対策、特殊詐欺対策、痴漢撲滅プロジェクト、それからあと「安全安心まちづくり条例」に基づく各種指針のバージョンアップなどは着実に推進していきたいと考えております。

特に先ほど知事の宣言にもございました、安全なネット利用環境の整備は喫緊の課題であると考えております。子供達がSNSやオンラインゲームを契機とした犯罪に巻き込まれる、こういった事例についてはですね、時々ニュース等で見ても皆さんも大変痛ましい思いをされていることと思います。こういったことを防ぐためにですね、これまで特に取り組みが比較的弱かった保護者への支援を「ネッツグTokyo」、ちょっと私の背景の方にも出ておりますけれども、共通のメッセージとして強化してまいりたいと考えます。

引き続きここにお集まりの皆様と連携しながら、防犯治安対策の強化を図ってまいりたいと思います。引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

○田邊部長 では以上をもちまして、「第23回東京都安全・安心まちづくり協議会総会」を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

午後3時24分閉会